

新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について

新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号。以下「条例」という。）第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく，市長があらかじめ新潟市情報公開制度運営審議会の意見を聴いて定める基準を次のとおり定めたので告示する。

平成10年3月31日

新潟市長 長谷川 義明

1 条例第6条第2号ただし書エの規定に基づく基準

- (1) 公務員に関する情報がその公務員にとっての純然たる私事に関するものである場合
- (2) 氏名を公開することにより公務員及びその家族等の生命，身体，財産等に対する明白かつ差し迫った危険が予見される場合
- (3) 上記(1)及び(2)のほか，公務員の氏名を公開することにより市又は国若しくは市以外の地方公共団体の現在及び将来の公務の遂行に著しい障害を生ずることが明白であると認められる場合

2 条例第6条第2号ただし書オの規定に基づく基準

- (1) 公開の対象となる個人に関する情報
懇談会等の開催に際して作成又は取得した，食糧費支出に関する公文書に含まれる出席者の法人・団体名，役職名，氏名
- (2) 対象となる主な公文書
 - ・経費執行伺書（添付される資料等を含む）
 - ・支出命令書（添付される請求書等を含む）
 - ・経費執行伺書兼支出命令書（添付される請求書等を含む）
 - ・資金前渡精算書（添付される領収書等を含む）
 - ・精算命令書
- (3) 食糧費支出の主な種類と内容
 - ①式典，イベント等に伴う飲食に要する経費
表彰式，記念式典，イベント等に伴う飲食に要する経費
 - ②会議等に伴う飲食に要する経費
協議会，審議会，説明会，研修会等に伴う飲食に要する経費
 - ③事業に関する協議等に伴う飲食に要する経費
事業の円滑な推進を図るため，意思形成過程などにおいて，随時に行う協議，情報収集，意見交換，折衝，交渉等に伴う飲食に要する経費

3 この告示は，平成10年4月1日から施行する。